

日本にやってくる難民

ミャンマー、
ベトナム、
インドネシア、
スリランカ、
ネパール、
中国(チベット)、
パキスタン、
アフガニスタン、
イラン、
イラク、
シリア、
イエメン、
チュニジア、
エジプト、
スーダン、
南スーダン、
ウガンダ、
ガーナ、
ナイジェリア、
アンゴラ
カメルーン、
コンゴ民主共和国
レソト
ペルー
セルビア



難民とは

- (1)「迫害を受ける恐れがあるという十分に理由のある恐怖」を持つ人
- (2)人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員、政治的意見の5つのどれかの理由があること
- (3)国の外にいる人
国が保護できない又は保護を求めない

**108人に一人
2秒に一人が
故郷を追われている**

避難を余儀なくされた人(2018年末現在)

7080万人

国内避難民	4130万人
難民	2590万人

難民発生国と受入れ国 2018年

受け入れ国の84%が発展途上国

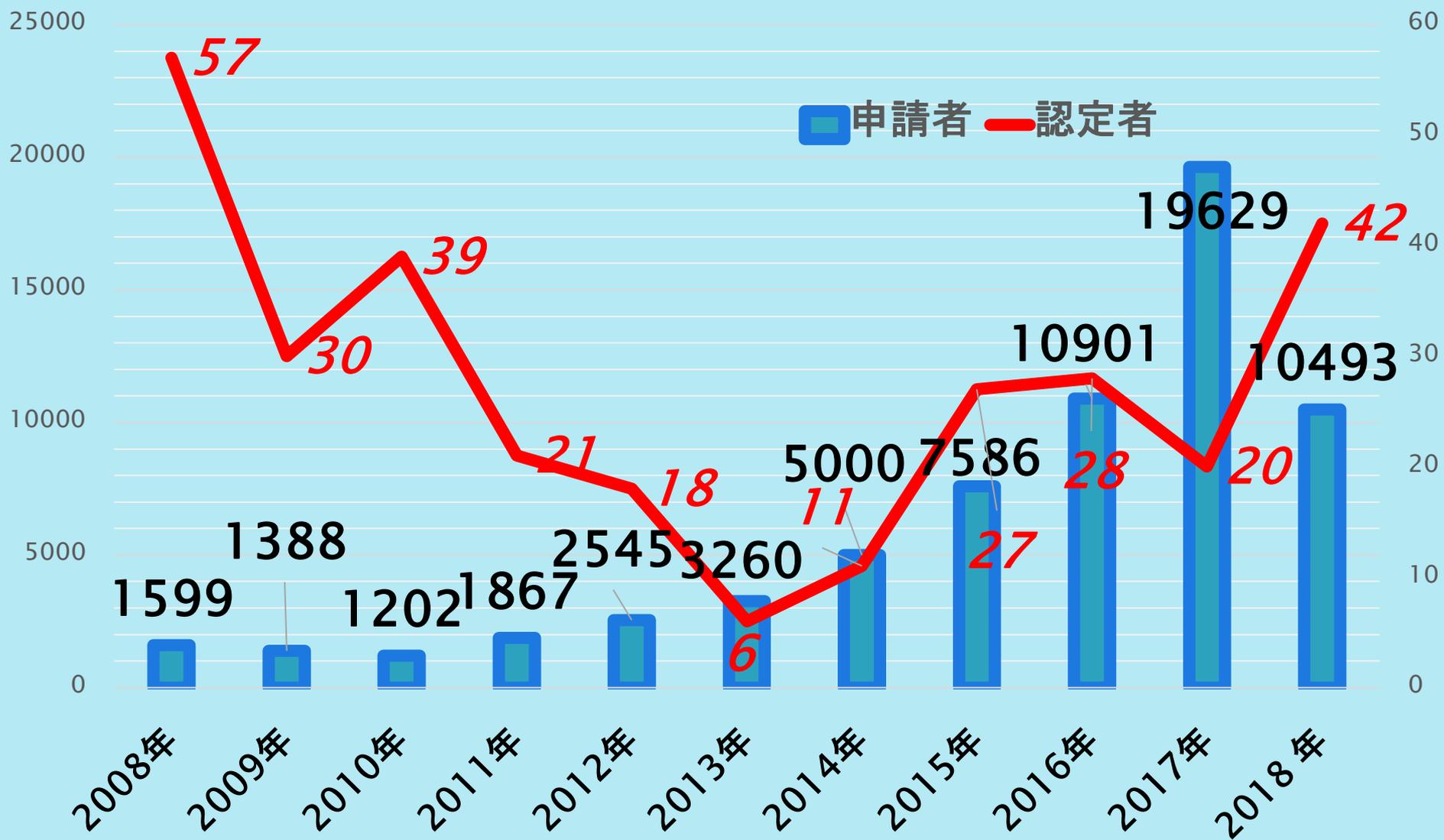
発生国	万人	受入れ国	万人
シリア	670	トルコ 人に1人が難民、 連続1位	234 370
アフガニスタン	270	パキスタン	140
南スーダン	230	ウガンダ	120
ミャンマー	110	スーダン ドイツ	110
ソマリア	90	レバノン 6人に1人が難民	100

日本の難民制度と変遷

- ・1981年 難民条約の加入
- ・1982年 出入国管理及び難民認定法の制定
- ・2004年 同法の改正
- ・2009年 **第三国定住制度**導入

主にタイの難民キャンプにいるビルマ難民を毎年、受入れ

日本の難民申請者と認定者数



不認定率99.7%

国名	認定数 (人)	認定率 (%)	トータル保護率 (%)
Japan	42	0.3	0.5
Germany	56,583	23.0	43.0
USA	35,198	35.4	35.4
France	29,035	19.2	31.1
UK	12,027	32.5	39.1
Australia	10,296	27.1	33.8
Canada	16,875	56.4	56.4
Italy	6,488	6.8	32.2
Korea	118	3.1	16.4

日本での難民申請

I .正規パスポートで入国し在留期間中に申請

入管に收容されず、6か月の在留資格付与
(はじめは就労不可)

II .①在留期間が切れた後に申請

② 偽造パスポートで入国が発覚

③正規パスポートだが、滞在目的を疑われた
入管に收容される。仮放免後も就労不可

振り分け制度(運用) 2016年より開始 2018年より更なる改悪

難民申請後、2か月で下記に振り分け

- A 難民の可能性が高い ⇒ 振り分け後速やかに就労可能
- B 明らかに難民に該当せず ⇒ 在留資格を与えず強制退去手続
- C 同じ理由の再申請 ⇒ 同上
- D 上記のA,B,C以外。 ⇒ 振り分けから6か月で就労可能

日本の難民認定法の主な問題点

- (1) 高すぎる認定基準：厳格な証拠提示、迫害者を国に限定等
- (2) 申請者に対する保護（経済的、制度的）が不十分
 - ・生活費支給制度が不十分
 - ・入管に收容される
 - ① 收容期間の定めなし
 - ② 外部との連絡困難
 - ③ 面会は30分max
 - ④ 自由時間の制限、食事のまずさ、医療の不備
 - ⑤ 仮放免制度は保証人・保証金・住居が必要

コロナ危機で難民の状況は厳しく

- ・入管の面会手続きが止まる
- ・難民手続きが止まる
- ・生活の困窮
- ・感染対策が不十分